

電源 I' 厳気象対応調整力の提供に関する契約書
【発電設備用】
(ひな型)

2021 年○月○日

○○株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
(当社が属地 TS0 とならない場合、以下の内容を加える)
東北電力ネットワーク株式会社

電源 I' 厳気象対応調整力の提供に関する契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）（当社が属地TSOとならない場合、「東北電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）」を加える。），とは，2020年8月31日に乙が公表した「2020年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）に応じて甲が落札した電源I' 厳気象対応調整力（以下「調整力」という。）の提供について，次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（電源I' 厳気象対応調整力）

第1条 甲は，乙が乙の供給区域における厳気象時等の需給ひつ迫時および広域的な需給バランス調整等を実施するため，別紙1（契約設備一覧表）の発電設備（以下「契約設備」という。）を用いて，乙に対して（当社が属地TSOとならない場合，「丙を通じて」を加える。）調整力の提供を行なうものとする。

なお，この場合，契約設備は，次項(2)に定める乙（当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合，「乙」を「乙から依頼を受けた丙（以下「乙（丙）」）」という。）に置き換える。以降，本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。）の指令に従った発電による出力増を行なっている時間に限り，乙（当社が属地TSOとならない場合，「乙」を「丙」に置き換える。）の託送供給等約款（以下「約款」という。）15（供給および契約の単位）(4)に規定する調整電源に該当するものとする。

2 本契約において調整力の提供とは，次のものをいう。

(1) 甲が，第5条に定める受電地点において，同条に定める契約電力を，夏期（7月～9月）および冬期（12月～2月）（総称して以下「厳気象発生月」という。）の土曜日，日曜日，祝日および12月29日，12月30日，12月31日，1月2日，1月3日を除く日（以下「厳気象発生月の平日」という。）の9時～20時（以下「厳気象発生月の平日の9時～20時を「平日時間」という。）において，契約設備により乙の指令に従い，契約設備における発電による出力増（以下「運転」という。）が可能な状態で維持（以下

「待機」という。)すること。

(2) 甲が、乙の指令に従い、平日時間において、契約設備により契約電力を満たす運転を行なうこと。

(発電計画等の提出)

第2条 甲は、契約設備ごとに当該調整電源のバランスシンググループの発電計画値および揚水式発電所における揚水設備については当該揚水設備のバランスシンググループの需要計画値(以下「BG計画値」という。)を、電力広域的運営推進機関を通じて乙(当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙経由で乙」に置き換える。)に提出するものとする。

なお、提出するBG計画値は、設備および仕様等の実態に則したものとする。

2 甲は、乙(当社が属地TSOとならない場合、本条内の以降の「乙」の後に「または丙」を加える。)が必要と認める場合、乙の要請にもとづき発電計画値、発電可能電力、発電可能電力量およびその他の運用制約等を乙に直接提出するものとする。

(受電地点および送電上の責任分界点)

第3条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約設備に関し、乙(または丙)との間で約款にもとづき締結されている発電量調整供給契約の定めに準ずるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第4条 財産分界点および管理補修は、契約設備に関し、乙(または丙)との間で約款にもとづき締結されている発電量調整供給契約の定めに準ずるものとする。

(発電所名、所在地、受電地点特定番号、定格出力、契約電力および電圧)

第5条 契約設備の名称、号機、所在地、受電地点特定番号、定格出力、契約電力および電圧は、別紙1のとおりとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約設備について、募集要綱に記載の設備要件を満たすものと

する。

(運用要件)

第7条 甲は、契約設備について次の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き乙の指令に従うものとする。

- (1) 乙の指令から第5条により定める契約電力を供出できるまでの時間（以下「指令応動時間」という。）が、別紙1に記載の時間であること。
- (2) 平日時間において、乙の指令に従った運転および待機が可能であること。また、平日時間以外の時間においても、乙からの指令に可能な限り応じられること。
- (3) 乙からの指令に対し、12回までは応じられること。また、12回を超過した指令に対しても、可能な限り応じられること。
- (4) 発動は1日1回を基本とする。なお、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行なう場合がある。
- (5) 乙の指令から指令応動時間以上が経過した後の運転開始時刻を起点とし、契約電力を満たす運転が可能な時間が、3時間以上であること。
なお、乙の指令に従った運転は、3時間で区分するものとし、甲が乙の指令に従い3時間以上の運転を実施した場合は、3時間ごとに1回の指令として算定するものとする。
- (6) 甲は、乙から甲へ指定した運転開始時刻を起点として、3時間を経ずに乙から運転終了の指令があった場合には、可能な限りそれに従うこと。
- (7) 甲は、平日時間において、契約設備に不具合が生じた場合、速やかに乙（当社が属地TSOとならない場合、本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (8) 甲は、平日時間において、契約設備の不具合が解消した場合、速やかに乙（当社が属地TSOとならない場合、本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡すること。
- (9) 電源I「厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等

の目的で、乙は甲、または関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

(10) 甲は(2)の要件を満たすため、調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。

(11) 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規定および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下総称して「本契約等」という。）を遵守するものとする。

なお、契約設備の所有者が甲以外の者である場合、甲は、その者に本契約等を遵守させること。

（停止計画）

第8条 停止時期は、原則として厳気象発生月を除く時期に設定すること。

2 甲は、厳気象発生月以外の期間においても、乙の要請にもとづき契約設備の停止計画の案、供出可能量および運用制約等を乙に提出するものとする。

（電力量の計量）

第9条 契約設備ごとの電力量（以下「実績電力量」という。）の計量は、原則として契約設備ごとにその受電地点に（当社が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。ただし、契約設備ごとにその受電地点で計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議により定めるものとする。

2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の約款30（電力および電力量の算定）に準じて協議により実績電力量を決定するものとする。

3 受電地点と異なる電圧で計量を行なうときは、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のう

え、別途定めた方法にて、実績電力量を受電地点における値に補正するものとする。

(計量器等の取付け)

第10条 調整力の提供に係る料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。ただし、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）の約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で代替可能な場合は、当該計量器等で代替するものとし、本契約にもとづき、あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

- 2 乙は、前項に係る工事に要する費用の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。
- 3 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置ならびに区分装置を取り替える場合は、甲が低圧で受電するときを除き、甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第11条 契約設備に対する乙の指令の受信および契約設備の現在出力等の乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置は、次のとおり施設するものとする。ただし、甲と乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）との間で、通信設備または伝送装置等の省略について合意がなされている場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

イ 契約設備構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 契約設備から最寄りの変電所、通信事業所までの間の通信線等

乙（当社が属地TSOとならない場合、本号および次号の

「乙」を「丙」に置き換える。)が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ハ 上記イおよびロ以外の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機等連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合

イ 契約設備で使用する受信装置（VEN）

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 簡易指令システムから受信装置（VEN）までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化について、甲の負担で契約を行なうものとする。

(調整電力量の算定)

第12条 第13条に定める甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。)が相手方に支払う料金の算定期間における乙の指令に従い甲が運転をすることにより供出した電力量（以下「調整電力量」という。)は、契約設備ごとに第9条で算定した30分ごとの実績電力量からゲートクローズ時点における30分ごとのBG計画値を減じた値とする。

なお、受電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なうときは、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。)協議により定めた方法により、計量した実績電力量を受電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ調整電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 本条第1項により算定された調整電力量については、原則として乙から

の指令により甲が運転を実施した月の翌月末日までに、乙が別途定める書式を用いて甲から乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。）へ提出するものとする。

(料金)

第13条 乙は、調整力の提供に係る料金として、厳気象対応調整力契約電力料金(月間kW料金)と厳気象対応調整力料金(月間kWh料金)を甲に支払うものとする。

- 2 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙が」に置き換える。）が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該末日までの期間とする。（以下「料金算定期間」という。）

(厳気象対応調整力契約電力料金(月間kW料金))

第14条 甲が入札時に申し入れた容量価格（以下「年間料金」という。）を6で除した額（以下「税抜月間kW料金」という。）に第27条で定める事業税相当額（ただし、事業税相当額は、甲の事業税に収入割を含む場合で、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合および乙が支払いを受ける場合に限り加算するものとする。以下同じ。）を加算した額を月間kW料金とする。ただし、端数は提供期間の最終月分で調整するものとし、月間料金は別紙1に定めるとおりとする。

- 2 本契約が契約期間の途中で終了した場合、契約終了日を含む月の月間kW料金については、契約終了日までの日割計算により算定された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

第15条 甲は、平日時間において、乙からの指令にも係らず、乙の責とならない甲の契約設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、乙が運転を指令している時間における甲が提供した調整電力量が、第5条に定める契約電力を2で除してえた値に達しない場合（第7条（6）により乙からの指令による運転終了の場合を除く。以下「契約電力未達」とい

う。），契約電力未達時割戻料金を料金算定期間ごとに次項のとおり算定するものとする。なお、次条に定める停止日数の対象期間においても、契約電力未達の判定を実施するものとする。

ただし、契約電力未達を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達の対象としないことができるものとする。

2 契約電力未達時割戻料金については以下の式にて算定するものとする。

なお、発動回数は、運用要件に定める最低発動回数の12回とする。ただし、13回目の発動回数以降、12回を超えて実際に応じた回数を加えた回数とする。

契約電力未達時割戻料金

$$= \frac{30\text{分単位のコマ数 (1コマ) } \times \text{未達度合い合計}}{\text{発動回数} \times 3\text{時間} \times 2\text{コマ}} \times \text{年間料金} \times 1.5$$

3 未達度合いについては以下の式にて算定するものとし、未達度合い合計は、これを提供期間を通じて算定したものとする。

なお、本条本項における契約電力および一部供出電力は、30分単位の値として2で除してえた値とする。

また、調整電力量が契約電力の90%未満にとどまる場合には調整電力量はゼロとして算定し、調整電力量が90%以上となる場合には調整電力量は契約電力を上限として算定するものとする。

$$\text{未達度合い} = (\text{契約電力} - \text{調整電力量}) \div (\text{契約電力})$$

なお、30分ごとの調整電力量が契約電力の90%未満〔甲より事前に契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含む）の申し出があり、乙がそれを認めた場合（以下「一部供出時」という。）については、その供出可能量（以下「一部供出電力」という。）の90%未満〕にとどまる場合の当該30分の調整電力量はゼロとして算定し、調整電力量が契約電力の90%以上（一部供出時は一部供出電力の90%以上）となる場合には調整電力量は契約電力（一部供出時は一部供出電力）を上限として算定するものとする。

また、本条本項における契約電力および一部供出電力は、30分単位の値として2で除して得た値とする。

$$\begin{aligned}
 \text{未達度合い} &= (\text{一部供出電力} - \text{調整電力量}) \div \text{契約電力} \\
 &+ (\text{契約電力} - \text{一部供出電力}) \div \text{契約電力}
 \end{aligned}$$

4 前項にて算定した契約電力未達時割戻料金は原則として料金算定期間の翌月分の月間料金から割引くものとする。

(停止割戻料金)

第16条 甲は、平日時間において、乙の指令の有無に係わらず、乙の責とならない甲の契約設備の事故や点検等、または当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合等の事由により、乙の指令に従った運転および待機をすることができない日数（前条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除き、以下「停止日数」という。）について停止割戻料金を料金算定期間ごとに次項のとおり算定するものとする。ただし、甲が、乙との協議により別途定めた代替設備等を使用し、電源 I' 厳気象対応調整力(kW)を提供することの申し出を前日12時までに行ない、乙が代替設備等の使用を認めた場合、または停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、停止割戻料金の対象としないことができるものとする。

なお、代替設備の使用に必要な費用は、甲の負担とする。

また、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合のその減少した容量は、属地TSOが同一の他の契約設備と、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の比で按分し、その容量が供出不可となったものと見做します。

2 停止割戻料金については年間料金を用いて、以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停止割戻料金} = \frac{\text{平日時間の停止日数}}{\text{当該年度の厳気象発生月の平日数合計}} \times \text{年間料金}$$

3 甲より乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に対し、契約電力の一部を供出可能である申し出があり、乙がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正できるものとする。

修正後の停止日数

= 修正前の停止日数

$$\frac{\text{契約電力} - \frac{\text{一部供出電力} \times \text{一部供出可能電力の運転可能時間}}{\text{契約電力の運転可能時間}}}{\text{契約電力}}$$

- 4 第2項にて算定した停止割戻料金を料金算定期間の翌月分の月間料金から割引くものとする。

(厳気象対応調整力料金(月間kWh料金))

第17条 料金は第12条で定める「上げ調整電力量」に、第18条で定める申出単価を乗じて算定された費用と「下げ調整電力量」に当該コマのインバランス料金単価（一般送配電事業託送供給等約款料金算定期間規則第27条にもとづき丙が算定し、公表するもの。）に $1 / (1 + \text{消費税率})$ を乗じ、小数点第3位で四捨五入して算定された消費税抜インバランス料金単価を乗じて算定された費用の料金算定期間の合計金額とする。

なお、金額の単位は1円とし、料金算定期間における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

(電力量料金に係る単価の提出)

第18条 甲は乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に対し、乙が定める様式（別紙2（申出単価等一覧表））により、契約設備ごとに、土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。）の14時までに提出するものとする。なお、申出単価は入札時に甲が提示した別紙1に記載の上限電力量単価●●円/kWhを上限とする。

ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要が生じた場合は、甲はすみやかにその旨を乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に連絡し、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のう

え、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。

また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh）

申出単価については、銭単位で申告するものとする。

（料金等の支払い）

第19条 第14条、第15条、第16条および第17条により算定した料金については、原則として以下のとおり支払いを行なうものとする。ただし、請求日が（1）および（2）で定める期日より遅延した場合は、その遅延した日数に応じ支払期日を延伸するものとする。

料金は、（1）および（2）に第28条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

（1）月間kW料金

甲または乙は、翌月（ただし、提供期間の最終月については、その翌々月）第1 営業日までに書面により相手方に請求するものとし、当該相手方は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までにその相手方に支払うものとする。

（2）月間kWh料金

甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は、翌々月第5 営業日までに書面により相手方に請求するものとし、当該相手方は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までにその相手方に支払うものとする。

2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。）はその相手方に支払うものとする。

3 第15条に定める契約電力未達時割戻料金と、第16条に定める停止割戻料金との合計が、第14条に定める当該月の税抜月間kW料金を上回る場合は、甲は、その差額に消費税等相当額および乙の事業税相当額を加算した金額を乙に支払うものとし、第12条で定める「上げ調整電力量」に第1

8条において定めた申出単価から事業税相当額を除外した額を乗じて算定された費用を、第12条に定める「下げ調整電力量」に第17条において定める税抜インバランス料金単価を乗じて算定された費用が上回る場合は、甲に対して有するそれらの債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺処理することができるものとし、甲はその差額に消費税等相当額および乙（当社が属地TSOとならない場合「乙」を「丙」に置き換える。）の事業税相当額を加算した金額を乙（当社が属地TSOとならない場合「乙」を「丙」に置き換える。）に支払うものとする。当該請求および支払いについては、第1項および第2項に準じて行なうものとする。ただし、契約電力未達時割戻料金と停止割戻料金の合計金額の上限は、年間料金とする。

4 第14条、第15条、第16条および第17条により算定した料金が不適当と認められる場合は、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）で協議のうえ、金額の再算定を行なうものとする。再算定の結果、適切な金額と既支払金額との間に差額が発生した場合は、次の料金支払いに合わせて精算するものとする。

（契約期間、提供期間および契約の有効期間）

第20条 本契約にもとづく甲から（当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じた」を加える。）乙への応調整力の契約期間は2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

- 2 本契約にもとづく甲から（当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じた」を加える。）乙への調整力の提供期間は2021年7月1日から2021年9月30日および2021年12月1日から2022年2月28日までとする。
- 3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第21条 甲乙いずれか一方（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。）がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）にその旨を申し出て、相

手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第22条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に定める規定を遵守することを著しく怠った場合、甲または乙はその相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。）に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

- 2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約に定める規定を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。
- 3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反しその履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
 - (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
 - (3) 手形交換所から取引停止処分をうけた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う補償)

第23条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第24条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「もしくは丙」を加える。）が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に關係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（当社が属

地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。)に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第25条 甲および乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。）は、相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知または催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 反社会的勢力を利用する等したと認められる場合
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合（甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第26条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に伴い、相手方（当社が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第27条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは、事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合で、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。）が甲に支払う場合

　厳気象対応調整力契約電力および上げ電力量料金の支払い時に収入割相当額(料金に収入割に相当する率/（1－収入割に相当する率）を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

　なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

(2) 甲が乙または丙に支払う場合

　下げ電力量料金およびペナルティ料金の支払い時に事業税相当額(料金に事業税率/（1－事業税率）を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

　なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙または丙の事業税率とする。

(消費税等相当額)

第28条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 消費税等相当額の計算にあたっては、第14条、第15条、第16条および

第17条により算定した各金額に前条第2項(1)に定める収入割相当額または前条第2項(2)に定める事業税相当額を加算した金額を課税標準とする。

(単位および端数処理)

第29条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てを行なうものとする。ただし、第27条で定める事業税相当額および収入割相当額、ならびに前条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、事業税および収入割、ならびに消費税が課される金額、事業税相当額および収入割相当額、ならびに消費税等相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第30条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）間で協議のうえ定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第31条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第32条 甲および乙（当社が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。）は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）の事前の承諾を得た場合、または電気事業法およびその他関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合および調整力の広域的な運用のために、乙が他の一般送配電事業者に提示する場合は、この限りでない。

2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

(協議事項)

第33条 本契約に定めのない事項については、本契約等によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通（当社が属地TSOとならない場合、「2通」を「3通」に置き換える。）を作成し、記名押印のうえ甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「丙」を加える）各その1通を保有する。

2021年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号

甲 ○ ○ 株 式 会 社
〇〇〇〇〇〇 ○〇 ○〇

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 ○〇 ○〇

（当社が属地TSOとならない場合、以下の内容を加える）

（住所）〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
丙 東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役 ○〇 ○〇